

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡上市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

郡上市長

公表日

令和7年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	当該事務は子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給や地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行うものである。番号法においては、別表第一の94の項の規定のとおり、子どものための教育・保育給付対象者の情報管理において個人番号を用いることとなる。また、中間サーバーを通じ、情報ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。当該事務は子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給や地域子ども・子育て支援事業に関する事務を行うものである。番号法においては、別表第一の94の項の規定のとおり、子どものための教育・保育給付対象者の情報管理において個人番号を用いることとなる。また、中間サーバーを通じ、情報ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、保育料システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル、宛名管理ファイル、口座ファイル、収納消込ファイル、滞納整理ファイル、保育料ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の9の項、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表の9の項、127の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 児童家庭課
②所属長の役職名	児童家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郡上市 健康福祉部 児童家庭課 〒5011-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先0575-67-1817
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郡上市 健康福祉部 児童家庭課 〒5011-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先0575-67-1817

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月19日	I 1③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、保育料システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、保育料システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	子育てワンストップサービスの開始に伴う
平成29年5月19日	II 1いつの時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年5月19日	II 2いつの時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年5月19日	I 5②所属長	児童家庭課長 清水宗人	児童家庭課長 山田智久	事後	
平成30年4月1日	I 5②所属長	児童家庭課長 山田智久	児童家庭課長 粥川博之	事後	
令和1年5月30日	I 5②所属長	児童家庭課長 粥川博之	児童家庭課長	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による(課長氏名を削除)
令和1年5月30日	IVリスク対策		リスク対策についての記述を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による
令和2年1月25日	II 1いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点(しきい値変更なし)	事後	
令和2年1月25日	II 2いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点(しきい値変更なし)	事後	
令和3年5月6日	II 1いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年4月1日時点(しきい値変更なし)	事後	
令和3年5月6日	II 2いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年4月1日時点(しきい値変更なし)	事後	
令和3年8月2日	法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の116の項	番号法第19条第8号別表第二の116の項	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和4年5月17日	II 1対象人数	2) 1000人以上1万人未満	1) 1000人未満(任意実施)	事後	
令和6年5月27日	II 2いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点(しきい値変更なし)	事後	
令和7年3月21日	IVリスク対策		8、11を追加	事後	
令和7年4月1日	II 2いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和7年4月1日時点(しきい値変更なし)	事後	